

(10) 管理運営

本学がその使命を果たすためには、学長のリーダーシップの下、教授会はじめ、管理・運営に係るあらゆる組織が十全に機能することが必要である。本学が、広い意味の教育者を含めた教員養成を念頭におきつつ学問の自由と大学の自治に基づきながら、変化する時代と社会の要請に適切かつ迅速に対応するためには、本学構成員が教育研究のより良い環境を考え、的確な判断と改善、改革に向けての次なる行動を起こすことが必要である。そのためには、管理・運営機構が明快・簡素で、教授会構成員のみならず、本学の教育研究活動に係わる構成員の一人ひとりの権限と責任が明白になっていることが重要である。

折しも、平成10年10月大学審議会答申（以下「答申」と略記）が出された。答申で示されている大学改革の基本理念の3番目として、「責任ある意思決定と実行－組織運営体制の整備－」がうたわれている。学長を中心とする全学的な運営体制の整備、教授会の審議事項・手続きの法制度上の明確化、学外有識者による大学運営協議会（仮称）の設置など、大学の管理・運営に相当踏み込んだ大きな変革が要請された。大学の組織目標を明確化したうえで、学内の各機関の機能分担と連携・協力により、大学として合理的で責任ある意思決定の体制つくりに着手しなければならない。答申の中でも、この管理・運営の体制の大きな変革は“痛みをともなう”と記されており、大学人の管理・運営への考え方自身も変更が要求されている。この答申の趣旨の理解を深めつつ、本学も新しい管理・運営体制の抜本的な策定に向けて動き出した。従来より教育・研究の時間が圧迫され、各教官は会議や会議のための資料作りに追われる状況があった。大学という組織の中での管理運営活動は必要であるが、明らかに教育・研究を侵蝕する負担が教員にかぶさっていた。最も大きな課題、教育・研究環境の確保のための改革に乗り出す気運が高まっていた。教育・研究環境の改善を念頭におきつつ、管理・運営システムを刷新すべき時点で、本学がどのような枠組みを構想し、実現に向って取組んでいるかを説明する。本学は1つの学部（単科大学）のみを有しているため、答申での教授会と評議会の機能・役割は教授会が担う{単科大学でも（特例的に）運営評議会を設置している大学はあるが、本学は設置していない}。平成11年度の、管理・運営体制作りは、教授会で選出された教官7名で構成される企画委員会が中心となった。もちろん、この策定には充分に学長の意向が反映されている。

1. 本学には概念図（図10-1）に示すように、学長のもとに執行機関と審議機関が置かれ、審議機関としての教授会のもとに各種委員会がある。

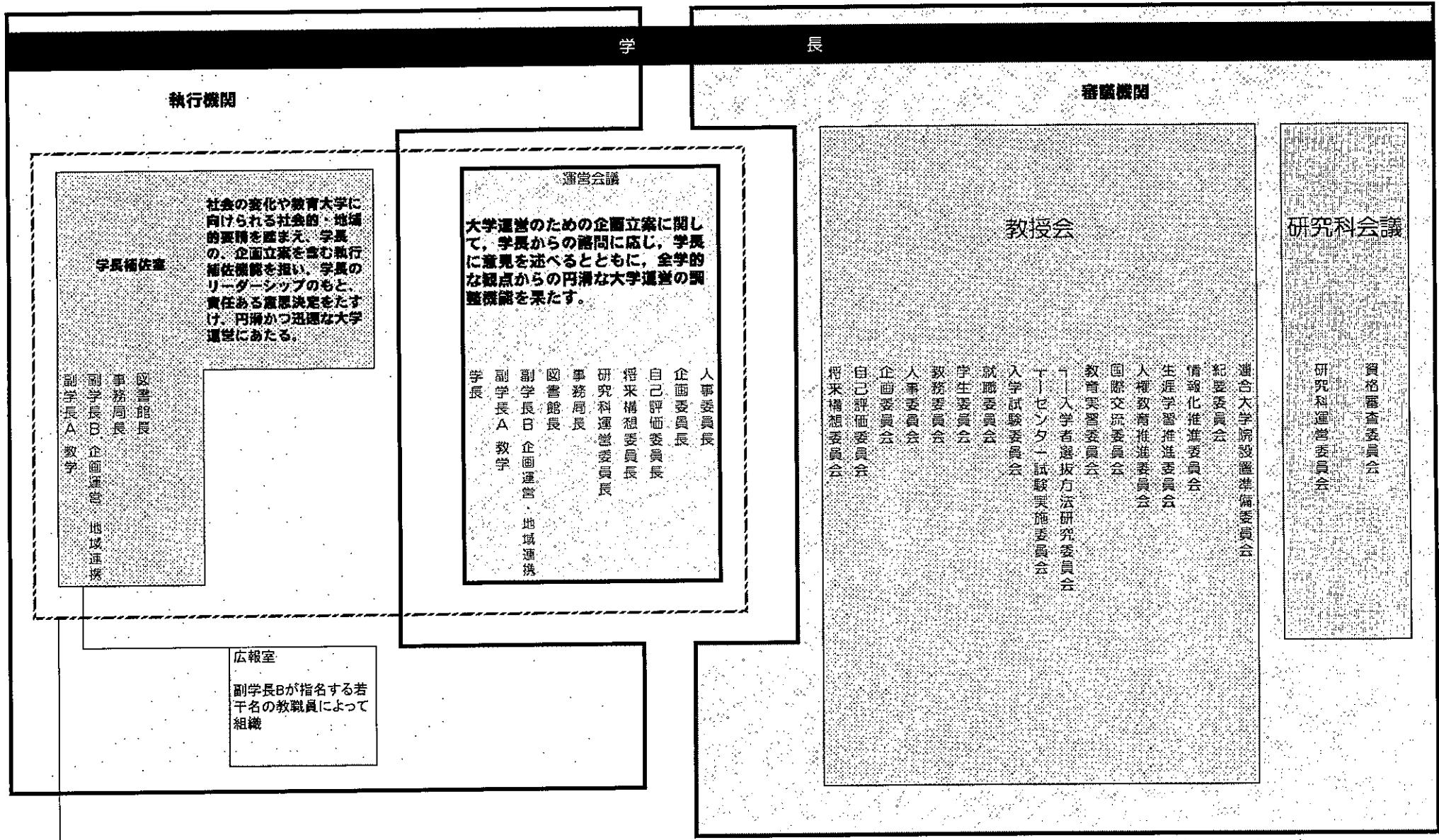
2. 本学の職員

学校教育法第58条に基づいて、奈良教育大学学則（以下「学則」という。平成7年3月9日制定、最近改正平成12年3月7日）の第13条（職員）が規定する職員は以下のとおりである。

学長、教授、助教授、講師、助手、教頭、教諭、養護教諭及びその他の職員

図10-1

大学の管理運営の概念図



3. 学長

本学の学長は、学内にあっては審議機関としての教授会に議案を提出し、議長を務め、議決された事項については執行の責任を果たさなければならない執行機関の長であり、本学の教育研究活動の最高責任者である。また、学外にあっては本学の代表者である。

学長の管理運営面での役割・機能は、学則、奈良教育大学教授会規程（以下、「教授会規程」という。昭和29年4月1日制定、最近改正平成12年3月7日）及びその他の規程に基づけば以下の通りである。

1) 教授会との関係

- ①教授会は、学長又は学長があらかじめ指名した者が招集し、その議長となる。（教授会規程第4条）
- ②教授会の議案は、学長が定め、あらかじめ構成員に通知するものとする。（教授会規程第7条）
- ③教授会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。（教授会規程第6条）

2) 学長補佐との関係

学長は、本学の専任教授のうちから学長補佐を指名し、教授会に報告し了承を得るものとする。（奈良教育大学学長補佐試行要項 5）

3) 附属図書館長との関係

附属図書館長候補者の選考は、規程の定めるところにより学長が行う。（奈良教育大学附属図書館長選考規程第12条）

4) 委員を教授会で選出する委員会（以下、「主要な委員会」とする。）との関係

①自己評価委員会、将来構想委員会、企画委員会、人事委員会、教務委員会、学生委員会及び入学試験委員会の委員は、教授会の選出を経て、学長が委嘱する。（奈良教育大学自己評価委員会規則、同将来構想委員会規則、同企画委員会規則、同人事委員会規則、同教務委員会規則、同学生委員会規則及び同入学試験委員会規則）

5) 学生の入学・卒業・休学等の許可

入学、転入学、再入学、卒業、学位、留学、転コース、転専修、転学、休学、退学、除籍等について、学長は教授会の議を経て許可する。

4. 教授会

「(a)教授会の権限、ことに教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割」で説明。本項では略。

5. 主要な委員会

主要な委員会は、教授会規則第9条により、教授会が必要と認める専門的な事項について審議するため、置かれた委員会である。

1) 種類と審議事項、組織及び任期等

- ①主要な委員会の審議事項、構成及び任期は次のとおりである。

一 自己評価委員会

〔審議事項〕自己評価の基本方針、教育研究活動等についての点検及び評価、評価項目、自己評価の実施及びまとめ、その他自己評価に関し必要なこと（自己評価委員会規則第2条）

〔組織〕教授会において選出された教官7人、ただし同一講座に属する委員は2人までとする。大学院研究科運営委員会から1人、学生部長、事務局長（同第3条）

〔任期〕2年とし、引き続き再選は認めない。（同第4条）

〔兼任禁止〕教授会において選出された委員及び大学院研究科運営委員会からの委員は企画委員会、人事委員会、将来構想委員会、教務委員会、学生委員会及び入学試験委員会の委員を兼ねることはできない。（同第5条）

二 将来構想委員会

〔審議事項〕将来構想に関する基本方針、その他将来構想に関し必要なこと（将来構想委員会規則第2条）

〔組織〕教授会において選出された教官6人、ただし同一講座に属する委員は2人までとする。大学院研究科運営委員会から1人、事務局長（同第3条）

〔任期〕2年とし、引き続き再選は認めない。（同第4条）

〔兼任禁止〕教授会において選出された委員及び大学院研究科運営委員会からの委員は企画委員会、人事委員会、自己評価委員会、教務委員会、学生委員会及び入学試験委員会の委員を兼ねることはできない。（同第5条）

三 企画委員会

〔審議事項〕総合計画、学則その他学内の重要な規則、課程及び講座の設置改廃、教官配置及び学生定員、施設の設置改廃、予算の要求と配分、その他企画運営に関する必要な事項。（企画委員会規則第2条）

〔組織〕教授会において選出された教官7人、ただし同一講座に属する委員は2人までとする。附属図書館長、事務局長及び学生部長は、必要に応じて出席する。（同第3条）

〔任期〕2年とし、引き手続き再選は認めない。（同第4条）

〔兼任禁止〕教授会において選出された委員は人事委員会、将来構想委員会、自己評価委員会、教務委員会、学生委員会及び入学試験委員会の委員を兼ねることはできない。（同第5条）

四 人事委員会

〔審議事項〕教官の採用、昇任、転任、休職、退職、講座所属、研修、兼職、その他教官の人事に関する必要な事項（人事委員会規則第2条）

〔組織〕本学専任教官の中から教授会において選出された教官9名、ただし同一講座に属する委員は2人までとする。（同第3条）

〔任期〕2年とし、引き手続き再選は認めない。（同第4条）

〔兼任禁止〕教授会において選出された委員は企画委員会、将来構想委員会、自己評価委員会、教務委員会、学生委員会及び入学試験委員会の委員を兼

ねることはできない。(同第5条)

五 教務委員会

- 〔審議事項〕 教育課程、授業、入学、卒業、休学、退学等学籍、教育行事、現職教育、その他教務に関すること。(教務委員会規則第2条)
- 〔組織〕 教授会において選出された教官6人、ただし同一講座に属する委員は2人までとする。学校教育教員養成課程運営委員会及び総合教育課程運営委員会から各1人、学生部長(同第3条)
- 〔任期〕 2年とし、引き続き再選は認めない。(同第4条)
- 〔兼任禁止〕 教授会において選出された委員及び学校教育教員養成課程運営委員会及び総合教育課程運営委員会からの委員は企画委員会、人事委員会、将来構想委員会、自己評価委員会、学生委員会及び入学試験委員会の委員を兼ねることはできない。(同第5条)

六 学生委員会

- 〔審議事項〕 学生の厚生補導に関する課外活動、福利厚生、学寮、入学料の免除及び猶予、日本育英会奨学生の推薦選考、その他厚生補導に関し必要なこと。(学生委員会規則第2条)
- 〔組織〕 教授会において選出された教官6名、ただし同一講座に属する委員は2人までとする。学生部長(同第3条)
- 〔任期〕 2年とし、引き続き再選は認めない。(同第4条)
- 〔兼任禁止〕 教授会において選出された委員は企画委員会、人事委員会、将来構想委員会、自己評価委員会、教務委員会及び入学試験委員会の委員を兼ねることはできない。(同第5条)

七 入学試験委員会

- 〔審議事項〕 学生の募集、入学試験(大学入試センター試験を含む。)の実施、入学試験の選抜方法、入学試験の選抜結果の調査分析、その他入学試験に関し必要なこと(入学試験委員会規則第2条)
- 〔組織〕 教授会において選出された教官5名、ただし同一講座に属する委員は2人までとする。学校教育教員養成課程運営委員会及び総合教育課程運営委員会から各1人学長、事務局長、学生部長、保健管理センター長(同第3条)
- 〔任期〕 2年とし、引き続き再選は認めない。(同第4条)
- 〔兼任禁止〕 教授会において選出された委員は企画委員会、人事委員会、将来構想委員会、自己評価委員会、教務委員会及び学生委員会の委員を兼ねることはできない。(同第5条)

以上の委員会は審議の継続性を図るために教授会で選出される委員については、半数改選とし、委員会の機能的かつ安定的な維持に配慮している。

なお、以上の委員会以外については図10-1の概念図に記載されている。

以上の本学の管理・運営の全体像を踏まえて、以下の自己点検・評価を行った。

(a) 教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性

[現状の説明]

教授会の構成と役割を示す。「奈良教育大学教授会規則」（平成12年4月1日改正）第1条には、国立学校設置法（昭和24年法律第150号（以下「設置法」という。））第7条の4の規定に基づき、本学に教授会を置くと規定している。教授会は、重要な事項を審議するために大学が置かなければならない最高の議決機関である。

1) 組織

教授会規則第2条は、教授会は、学長、教授、助教授、専任講師及び助手で組織することを規定している。

2) 審議事項

教授会規則第3条で次のとおり規定している。

一 設置法第7条の3第5項に定める事項のち次の事項

- ア 本学の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する事項
- イ 奈良教育大学学則（平成7年3月9日制定）及び学内の重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- ウ 大学の予算の見積もりの方針に関する事項
- エ 学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止及び学生の定員に関する事項
- オ 教員人事の方針に関する事項
- カ 学生の厚生及び補導に関する事項
- キ 教育研究活動等の状況についての本学が行う評価に関する事項
- ク その他本学の運営に関する重要事項

二 設置法第7条の4第4項に定める次の事項

- ア 教育学部の教育課程の編成に係る方針及びその編成に関する事項
- イ 教育学部学生の入学、卒業又は課程の修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に係る方針並びにそれらに関する事項
- ウ その他教育学部の教育又は研究に関する重要事項

3) 会議の招集

教授会規則第4条に基づき、教授会は学長又は学長があらかじめ指名した者が招集し、その議長となる。

教授会に提出される審議事項の大部分は、本学の各種委員会で十分に論議されて結論を得たものであり、それについて教授会で審議し、決定するというシステムで教授会が運営される。

4) 教育課程に関する教授会審議

「奈良教育大学学則」は、教育課程及び履修基準を規定している。教育課程及び履修方法、単位の修得等に関する細目は、「奈良教育大学履修規程」によって別に定められている。学部改組にともない、学校教員養成課程及び総合教育課程の円滑な運営のため に学校教員養成課程運営委員会及び総合教育課程運営委員会（以下「各運営委員会」という。）が設置されている。各運営委員会は、教務委員会、学生委員会、入学試験委員会又は就職委員会（以下「教務委員会等」という。）と連携し、運営委員会ごとに課程の運営に関する事項を検討する。各運営委員会で検討した結果は、教務委員会等に報告する。「教授会規則」第3条では、その審議事項の1つとして、教育課程の編成に係る方針及びその編成に関する事項を規定している。この事項の審議・立案については、教務委員会が審議する。教務委員会は、教授会において選出された教官6人（ただし、同一講座に所属する委員は2人までとする。），学校教育教員養成課程運営委員会及び総合教育課程運営委員会から選出された教官各1人、学生部長で組織される。教務委員会の審議対象となる事項を列挙する。

- (1) 教育課程に関すること。
- (2) 授業に関すること。
- (3) 入学、卒業、休学、退学等学籍に関すること。
- (4) 教育行事に関すること。
- (5) 現職教育に関すること。
- (6) その他教務に関し必要なこと。

履修規程の細目の中に、学校教育教員養成課程における教育実習が含まれている。

教授会規則第9条に基づき、奈良教育大学教育実習委員会が置かれている。教育実習委員会は、学生部長、教務委員会から選出された委員2人、附属教育実践研究指導センター専任教官1人、学校教育講座（障害児教育）1人、附属小学校及び附属中学校の教育実習担当教諭各3人（うち、各1人は障害児学級担当教諭）並びに附属幼稚園の教育実習担当教諭2人で組織される。教育実習委員会の審議事項を列挙する。

- (1) 基本方針に関すること
- (2) 実施時期、実習校の決定及び学生の配置等具体策の企画に関すること
- (3) 実習校との連絡調整に関すること
- (4) 施設・設備等の整備に関すること
- (5) 評価の方法に関すること
- (6) その他教育実習に関し必要なこと

本学においては、教務委員会及び教育実習委員会が奈良教育大学教育課程及び履修方法等に関する規程に基づいて審議・立案した事項を、教授会で、委員会委員長である学生

部長が提案・説明し、審議する。教授会は、審議事項について決議する権限を持ち、決議事項に対して責任を付与されている。

5) 教員人事に関する教授会審議

本学の教授会が教員人事に関し審議すべき事項を列挙する。

- (1) 教育公務員特例法その他の法令により、その権限に属させられた事項（教授会規則第3条）
- (2) 教員の採用に関する事項（奈良教育大学教官採用選考規程及び奈良教育大学教官採用候補者選考に関する規則）
- (3) 教員の昇任に関する事項（奈良教育大学教官昇任選考規程及び奈良教育大学教官昇任候補者選考に関する規則）
- (4) 教員の選考基準に関する事項（奈良教育大学教官昇任候補者選考に関する規則第6条）

本学教官の採用及び昇任選考は、「採用選考規程及び昇任選考規程」の定めるところによる（第1条）。

第2条 選考は、教授会の議に基づき学長が行う。

第4条 選考に関する教授会は、助手採用の場合を除き、奈良教育大学教授会規程第1条第2項の規程にかかわらず、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 教授に採用する場合は、教授である者
- (2) 助教授に採用する場合は、教授である者及び助教授である者
- (3) 講師に採用する場合は、教授である者、助教授である者及び講師である者

（人事委員会）

教員の採用及び昇任については、「奈良教育大学教授会規則」第9条に基づいて設置される人事委員会が運営にあたる（人事委員会規則第2条）。委員会は、専任教員の中から教授会において選出された9人で組織し、委員は学長が委嘱する（人事委員会規則第3条）。

教官採用については、「奈良教育大学教官採用候補者選考に関する規則」第2条にもとづいて、人事委員会は、採用候補者とするに適する者の推薦を次の各号に掲げる者に依頼する。

- 一 当該講座等（欠員を補充しようとする講座をいう。以下同じ。）の教官
- 二 教授会の構成員（前号に掲げる者を除く。）

教官昇任については、「奈良教育大学教官昇任候補者選考に関する規則」第2条に基づき、人事委員会は、当該講座等の上位定員に欠員のある場合、昇任候補者の選考を行うことができる。

（専門委員会）

人事委員会は、「採用候補者選考に関する規則」及び「昇任候補者選考に関する規則」に基づき専門委員会を設置する。専門委員会の委員は5人以上とし、教授とする。ただし、場

合によっては助教授又は講師とすることができます。

- (1) 人事委員会は、推薦を受けた候補者につき、資料を添えて当該講座の教官及び人委員会が選出する教官で構成する専門委員会の審査に付する。
- (2) 専門委員会は、候補者が当該講座等の教授、助教授、講師となるに必要な資格を有するかどうかを審査し、その結果を人事委員会に報告する。
- (3) 人事委員会は、専門委員会から報告を受けた候補者について選考を行う。
- (4) 人事委員会は、選考の結果を学長に報告する。

教員の選考基準については、「奈良教育大学教官採用選考規程」及び「奈良教育大学教官昇任選考規程」には、教員の選考について次の通り規定している。

第3条 選考は、当該候補者の業績、当該職務に要求される教職経験及び教育者としての人格、識見、能力等につき、その資格を審査して行うものとする。

「奈良教育大学教官昇任候補者選考に関する規則」には、評価基準についてつぎの通り規定している。

第6条 業績の評価基準は、人事委員会が定める。

2 人事委員会は、前項の基準を教授会にはかる。

選考の基準については、第2章項目（6）教員組織での「(d) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続きの内容と その運営状況の適切性」の項で述べた。

採用・昇任の具体的な手続きとしては、当該講座の採用・昇任候補者について、教授会であらかじめ承認された専門委員会（研究分野に関連する教員で構成）に業績等の審査を依頼する。専門委員会では、研究歴、研究業績について厳正に審査し、候補者の推薦理由を人事委員会に報告する。この候補者について人事委員会が審査し、教授会の議決によって採用・昇任が決定される。以上のように、教授会が教員人事について権限と責任を持っていることは明らかである。

[点検・評価]

本学には国立学校設置法の規定に基づき、大学の審議機関として教授会が設置され、本学教授会規則第3条に定められた事項について審議している。教授会の効率的かつ円滑な運営を図るために、教授会の審議事項をその内容により区分し、専門的に対応して審議する委員会が設置されている。教育課程の審議事項に関わる教務委員会及び教育実習委員会では、一つ一つの審議事項について十分な論議が行われ、教授会構成員の意見を汲みあげてゆくことに努めている。

教員人事に関わる人事委員会では、その運営をより公平に、そしてより能率的にするよう努めている。人事に関する教授会の構成は、教授人事では教授のみ、助教授人事では教授および助教授、講師人事では教授、助教授および講師、助手人事では教授会構成員全員で行われる。このような構成に特に問題はない。

以上のように、本学の上記委員会では大学運営に必要な教授会に対する諮問的な機能を果たし、教授会における審議の効率的かつ円滑な運営に寄与している。教授会は、決議機関と

して適切に機能している。

[長所と問題点]

「教授会規則」第2条は、教授会は学長、専任の教授、助教授、講師、助手で組織することを規定している。したがって、教授会における審議事項については、教授会を構成する全教員が決議する権限とそれに伴う責任を持つ。本学の教育課程の運営に関する事項については、関連する委員会が審議・立案し、これを教授会に提案する。また、教員人事に関する事項については、人事委員会が審議事項を教授会に提案する。教授会は、提案事項について審議・決議し、その結果に対する責任を付与されている。大学改革・学部改組に関わる教育課程の基本方針の策定及び計画・実施について、委員会と教授会は的確に対応してきた。また、多くの専門領域で構成される教育大学の教員人事においても、教育研究活動を理解し評価することが難しいにもかかわらず、委員会と教授会は教員の採用・昇任の選考に適切に対処してきた。

現状における問題点をあえて指摘するならば、昨今の大学運営にかかわって審議を必要とする事項が量的に増加し、質的にも多様化しているために、各委員会の開催回数の増加と各回ごとの会議時間が長くなる傾向にある。タイムリミットのある問題でどうしてもその教授会で結論を出す必要に迫られている審議事項もあるが、再度委員会を持ちかえって審議を深めてゆくという柔軟性も求められるので、いっそうその傾向が強くなる。今後も審議を必要とする事項が量的・質的に増加することが予想されるため、会議をより慎重に行えば、委員にあたる教官の教育・研究時間への侵蝕の恐れがあり、この時間的折り合いを模索する必要がある。会議の回数と各回ごとに要する時間について検討する必要があると思われる。

[将来の改革・改善に向けた方策]

委員会委員となることから生じる各教官への負担については、これまでにも可能な限りの負担の平等化や緩和を図ることに留意してきた。その一つとして、平成4年度より各分野から選出される委員については「一人一役制」が試行的に実施されたが、教官数の少ない教科もしくは課程の負担の緩和への効果は十分なものではない。根本的には現行の各委員会の設置の妥当性、委員会の統合化、委員を選出する教官区分の枠組み及び分野別の割り振り数の検討が必要である。大学における教官の教育研究活動に支障をきたさないように、大学の実状に合わせて委員会の効率的かつ円滑な運営方法を常に検討しなければならない。

(b) 学長選任手続きの適切性、妥当性。

[現状の説明]

学長選考に関しては、『奈良教育大学学長選考規程』(表10-1)と『奈良教育大学学長選考規程実施細則』(表10-2)の二つの規程があり、それに則って選考が行われている。教授会のもとに、選挙管理委員会が置かれ、この委員会が学長候補者の選挙を管轄する。本学では、学長候補者選出の公正さを期し、学内外の候補適任者を広く募ってきており、歴代

9人の学長のうち、初代から7代目までは、学内教官の経験の無い方であった。手続きや選挙は厳正に踏まれており、かつ教授会構成員に的確に報告される。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

本学の学長選考は、表10-1「選考規程」と表10-2「実施細則」にのっとり厳格に、かつ透明性高く公正に行われていると評価できる。また、本学の学長選考は、大学審議会答申における、次のような選任のあり方にも十分応えるものとなっている。「(学長) 適任者を選ぶためには、教員による投票を行う場合、委員会を設けるなどして数名の適任者を事前に絞り候補者として示した上で投票を行うこと、その際、学外からの候補者を含めて検討すること、投票に参加する教員の範囲について大学運営の最高責任者を選ぶ上で適切なものとすることなどが必要である。」

平成11年9月末の前学長の退任にともない、新学長選出の選挙がおこなわれた。その時の学長選挙管理委員会が選挙を総括し、自己評価を行い、規則や細則の改善点、検討項目を挙げ、将来の選挙管理委員会の手続き・運用の円滑化に関して貴重な提言をおこなった。

その提言と共に、選挙管理委員会委員の選出方法に関しても検討が加えられるべきであろう。前述のように本学では、学長候補者選出の公正さを期し、学内外の候補適任者を広く募っている。歴代学長のうち、7代目までは、学内教官の経験の無い方であった。このため、選考規程第5条(選挙管理委員会)第5項の“委員会委員が学長候補適任者に推薦された時”が適用される事は無かった。しかし、平成11年7月～8月の期間に実施された学長候補者選考の過程で、2度も選挙管理委員会委員長が学長候補適任者として選出された。選考そのものの厳正さは保たれたが、手続きとして混乱した事態だった点は否めない。つまり、選挙管理という第三者的立場の人間が、選挙そのものに入り込んで行く事態はシステムとして問題であり、社会通念上の選挙管理委員会の主体性・自立性を損うものであった。次回の学長候補者選考までは、時間もあり、選挙管理委員会の「提言」内容とともに、選挙管理委員会委員の選出方法についても、慎重に検討する必要がある。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

今後、学長のリーダーシップが大学の命運を左右すると言っても過言ではない。選挙の手続きやシステムも大事であるが、やはり学長たるべき人物の判断能力、見識及び改善・改革推進力が最も重要である。学長が適材適所でなければ、現在、構築中の学長補佐体制も形骸化してしまう。今後、教授会構成員(選挙資格者)は、選挙近くに学長候補適任者を推薦するだけではなく、常日頃より学長たる人材につきアンテナを張っておくべきである。

表10-1

○奈良教育大学学長選考規程

平成8年10月17日制定

(趣旨)

第1条 学長の選考は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第4条及び第8条第1項の規定に基づき、奈良教育大学教授会(以下「教授会」という。)がこの規程により行う。

(選考の時期)

第2条 教授会は、次の各号の一に該当する場合に学長候補者の選考を行う。

- 一 学長の任期が満了するとき。
- 二 学長が辞任を申し出たとき。
- 三 学長が欠員となつたとき。

2 学長候補者の選考は、前項第一号の場合は任期満了日の少なくとも2月前に行い、同項第二号及び第三号の場合は、直ちに行うことを原則とする。

(選考の方法)

第3条 教授会は、選挙資格を有する者(以下「選挙資格者」という。)による選挙の結果に基づき、学長候補者を選考する。

(選挙資格者)

第4条 選挙資格者は、本学の学長、専任の教授、助教授、講師及び助手とする。

2 選挙資格を有しない者は、別に定める。

(選挙管理委員会)

第5条 教授会は、学長候補者を選出するため、選挙管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、選挙資格者の互選による委員7名をもつて構成する。
- 3 委員会は、委員の互選により委員長を定め、委員長は委員会の議長となる。
- 4 委員会は、委員の三分の二以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員会の委員は、次の各号の一に該当するときは、この委員を辞任するものとする。
 - 一 学長候補適任者に推薦されたとき。
 - 二 学長候補適任者の推薦者代表になつたとき。

(学長候補適任者の推薦)

第6条 学長候補適任者となるべき者は、大学の内外を問わず、選挙資格者7名の推薦によるものとする。

2 推薦は、委員会が決定する期日までに、被推薦者氏名を委員会に届け出るものとする。

(推薦会)

第7条 委員会は、前条により推薦された者について、推薦理由を選挙資格者に周知させるために、学長候補適任者推薦会(以下「推薦会」という。)を開く。

2 推荐会については、別に定める。

(選挙の公示及び通知)

第8条 委員会は、学長候補者選挙の日時並びに学長候補適任者の氏名等を公示し、選挙資格者に通知しなければならない。

2 公示及び通知についての必要な事項は、別に定める。

(選挙の方法)

第9条 学長候補者の選挙は、前条の学長候補適任者について、単記無記名投票により行う。

2 前項の投票において、有効投票総数の過半数を得た者がないときは、得票上位の者2名

について単記無記名投票を行う。ただし、得票同数の者があるときは、その者を加える。

3 前項の投票において、なお有効投票総数の過半数を得た者がないときは、前項に基づき再度投票を行う。

4 学長候補適任者が単独の場合にあっては、第1項の規定により投票を行う。

(選挙の成立)

第10条 前条の選挙は、選挙資格者の3分の2以上の投票(投票の効力にかかわらないものとする。)がなければ成立しない。

2 前項により、選挙が不成立となつた場合には、すみやかに再選挙を行う。

(不在者投票)

第11条 選挙資格者で、公務による出張又は疾病その他身体の故障により、選挙当日投票ができない者は、不在者投票をすることができる。

2 不在者投票に関する必要な事項は、別に定める。

(当選者)

第12条 第9条の投票において、有効投票総数の過半数を得た者を、学長候補者選挙の当選者とする。

(再選考)

第13条 第9条の投票において、有効投票総数の過半数を得た者がないときは、この規程の定めに基づいて改めて選考を行う。

(選挙結果の報告)

第14条 委員会は、選挙終了後その結果を教授会に報告しなければならない。

(学長候補者の決定)

第15条 教授会は、選挙の結果に基づき、学長候補者を決定する。

2 教授会は、前項の決定を学長に報告する。

(学長候補者に対する交渉)

第16条 学長候補者に対する学長就任についての交渉は、教授会が行う。

2 教授会は、学長候補者が学長就任に同意したときは、速やかにその結果を公示し、学内に周知しなければならない。

(当選者の辞退)

第17条 教授会は、学長候補者が学長就任に同意しないときは、この規程の定めに基づいて改めて選考を行う。

(学長の任期)

第18条 学長の任期は4年とする。

2 学長は、再任することができる。ただし、引き続き6年を超えて在任することはできない。

(細則等)

第19条 この規程の実施に関する細則は、別に定める。

2 この規程の解釈及び運用については、教授会が定める。

(規程の改廃)

第20条 この規程の改廃は、教授会の議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成 8 年 10 月 17 日から施行する。
 - 2 従前の奈良教育大学学長選考規程(昭和 28 年 12 月 1 日制定)は、廃止する。
 - 3 この規程施行の際、現に在職する学長は、この規程により選考されたものとみなす。
-

表 10-2

○奈良教育大学学長選考規程実施細則

平成 8 年 10 月 17 日制定

(総則)

第 1 条 教授会は、奈良教育大学学長選考規程(以下「規程」という。)第 19 条の規定により、この細則を定める。

(選挙資格者の名簿)

第 2 条 選挙管理委員会(以下「委員会」という。)は、選挙資格を調査し、選挙公示の日(以下「公示日」という。)現在の選挙資格者名簿を作成しなければならない。

- 2 委員会は、公示日から選挙資格者名簿を掲示し、縦覧に供するものとする。
- 3 選挙資格者は、選挙資格者名簿に脱漏、誤載等があると認めるときは、委員会に申し出るものとする。
- 4 委員会は、前項の申し出が正当であると認めたときは、直ちに選挙資格者名簿を修正するものとする。

(選挙無資格者)

第 3 条 規程第 4 条第 2 項の選挙資格を有しない者は、次のとおりとする。

- 一 休職者
- 二 公示日から投票日の間、公務で不在の者
- 三 公示日から投票日の間に、規程第 4 条第 1 項の職を失つた者

(学長候補適任者の推薦)

第 4 条 規程第 6 条第 2 項の推薦をしようとするときは、学長候補適任者推薦書「表 10-3」(以下「推薦書」という。)を提出するものとする。

- 2 前項の推薦は、次の各号の一に該当するときは無効とする。ただし、疑義のあるときは、委員会が判定する。
 - 一 所定の用紙を用いないもの。
 - 二 推薦書の各項目に記載もれのあるもの。
- 3 委員会は、推薦書を選挙資格者に供するものとする。

(推薦会)

第 5 条 規程第 7 条第 2 項の推薦会は、次のとおりとする。

- 一 投票日の 7 日前までに開催する。
- 二 推荐の順序は、抽選による。
- 三 推荐は、推荐代表者が行う。

四 その他必要な事項は、委員会が定める。

(選挙の公示及び通知)

第6条 規程第8条第2項による公示は、掲示をもつて行い、通知は文書により行うものとする。

2 公示及び通知書には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 学長候補者の選挙を行う理由
- 二 投票の日時及び場所
- 三 学長候補適任者氏名(五十音順)
- 四 その他必要な事項

(投票の方法)

第7条 選挙の投票は、委員会が定めた投票用紙により、次のとおり行う。

2 投票場所は、事務局棟2階応接室に設置する。

3 投票の時間は、午前10時から午後3時までとする。

(立会人)

第8条 規程第9条の投票における立会いは、委員会がこれを行い、開票立会人は、選挙資格者の中から委員長が5名を指名する。

(開票の方法)

第9条 委員会は、投票の終了後直ちに開票を行う。

(投票の効力)

第10条 選挙の投票は、次の各号の一に該当するときは、無効とする。ただし、その他投票に疑義のあるときは委員会が判定する。

- 一 所定の投票用紙を用いないもの。
- 二 2名以上の学長候補適任者を記載したもの。
- 三 学長候補適任者の氏名以外の事項を記載したもの。ただし、学長候補適任者の官職、敬称を附記したものはこの限りでない。
- 四 学長候補適任者の何人を記載したかが確認し難いもの。

(不在者投票)

第11条 規程第11条第2項の不在者投票は、次の定めるところによる。

- 一 不在者投票をしようとする者は、公示日から投票日の前日まで(土曜日及び日曜日並びに国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日を除く。)に、委員会が管理する不在者投票の場所(庶務課)に行き、書面をもつて投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求するものとする。
- 二 委員長は、不在者投票の請求があつたときは、直ちに請求の事由を検討しなければならない。請求の事由があると認めたときは、投票用紙及び不在者投票用封筒を交付する。
- 三 投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を受けた選挙資格者は、その場所で投票用紙に学長候補適任者の氏名を記載し、これを不在者投票用封筒に入れ、封をしたのち、表面に署名して不在者投票を行う。
- 四 前号の投票は、投票の開票前に委員長が不在者投票用封筒を開き、直ちに投票箱に入れなければならない。

五 投票時間は、午前9時から午後5時までとする。

(選挙の事務)

第12条 選挙に関する事務は、委員会の管理の下に、庶務課が担当する。

附 則

1 この細則は、平成8年10月17日から施行する。

2 従前の奈良教育大学学長選考規程細則(昭和28年12月1日制定)は、廃止する。

奈良教育大学学長選考規程第6条第2項及び同実施細則第4条第1項により学長候補適任者としてここに推薦いたします。

平成 年 月 日

被推薦者の氏名(フリガナ)

推薦者の氏名

(代表者)

官職

氏名

印

本籍地

現住所

官職

氏名

印

生年月日

官職

氏名

印

学歴

官職

氏名

印

官職

氏名

印

官職

氏名

印

官職

氏名

印

職歴

業績

(c) 大学院研究科の教学上の管理運営組織の内容とその活動上の有効性

[現状の説明]

本学における大学院研究科における管理運営組織については、奈良教育大学大学院規則（以下「大学院規則」という。昭和58年4月13日制定）第8条において、研究科に研究科長を置き、学長をもって充てること、同第9条において研究科に研究科会議（以下「会議」という。）を置くことを定めている。

会議の組織及び運営について定めている奈良教育大学大学院研究科会議規則（以下「会議規則」という。最近改正平成12年4月1日）に基づくと、本学大学院研究科の教学上の管理運営組織は会議である。

1. 会議の審議事項（会議規則第2条）

会議は、大学院研究科に関する次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 教育課程の編成に関する事項
- 二 学生の入学、修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- 三 その他教育又は研究に関する重要事項

2. 組織（会議規則第3条）

会議は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 研究科長
- 二 附属図書館長
- 三 学生部長
- 四 各専攻の研究指導及び授業を担当する専任教官

3. 議長（会議規則第4条）

会議に、議長を置く。

議長は、研究科長をもって充てる。

4. 会議（会議規則第5条）

会議は、研究科長が招集する。

会議は、その構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

会議の議事は、出席した構成員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

5. 構成員以外の者の出席（会議規則第6条）

会議は必要に応じて構成員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

6. 委員会等（会議規則第7条）

会議の円滑な運営を図り専門的な事項について検討するため、委員会等を置くことができる。

運営委員会

上記、会議規則第7条に基づいて設置される委員会

設置

奈良教育大学大学院研究科会議規則第7条の規定に基づき本学に大学院研究科運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

審議事項

委員会は大学院研究科に関する次の各号の事項について審議する。

- 一 教育課程の編成に関する事項
- 二 学生の入学、修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- 三 その他教育又は研究に関する重要事項

組織

委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 本学の教授で次の分野から互選された教官2人
 - ア 学校教育専攻 2人
 - イ 文科系専攻（国語教育、社会科教育及び英語教育）2人
 - ウ 理科系専攻（数学教育、理科教育、技術教育及び家政教育）2人
 - エ 芸体系専攻（音楽教育、美術教育及び保健体育）2人
- 二 学生部長

任期

前条第1項第一号の委員の任期は2年とし、再選を妨げない。

[点検・評価]

本学大学院研究科の教学上の管理運営組織は、研究科会議とその下に置かれた研究科運営委員会である。研究科運営委員会は研究科の教育研究活動及び研究、学生の入学及び課程修了に関する事項の原案を作成し、研究科委員会へ提出する。ただし、研究科担当教官の選考と研究・教育の水準維持については、資格審査委員会が分担し任にあたっている。

平成10年の大学審議会答申で今後の教員養成系大学院の方向が示されている。本学大学院研究科の教學上の組織も、学術研究の高度化と優れた研究者の要請機能の強化、高度専門職業人の養成機能・社会人の再学習機能の強化、教育研究を通じた国際貢献、に照らして点検されなければならない。

[長所と問題点]

運営委員会は、委員の組織を変更し（平成11年4月1日改正）、委員を7人減じて、8人構成とし研究科運営委員会での短期間実質的審議遂行を目的に活性化がなされ現在に至っている。

教員採用にあたっての任務分担は、本研究科の目的である高度化された地域教員の再教育及び教育現場の今日的課題の解決を遂行するための教員選考に有効である。

[将来の改善・改革に向けた方策]

運営委員会委員選出は各系専攻内互選となっているが、教授会選出委員とほぼ等しく、全学的内容について審議判断を短時間で行っているので、委員選出方法を更に検討し、効果的選出を工夫し、十分に任務遂行がなされる必要がある。

改善は日程にのぼっており、更なる改善報告をおこなうのも間近である。